

令和7年度孤独・孤立対策強化月間キャンペーン報告

日時：令和7年5月19日（月）14時30分～17時00分

会場：メガセンタートライアル郡山八山田店

（郡山市富久山町八山田土布池11番7）

参加者：県担当者3名、幹事会委員1名、大学生1名、民生委員1名

孤独・孤立対策強化月間 広報イベントのお知らせ

- ①令和7年5月19日（月）15時～17時
メガセンタートライアル郡山八山田店2階
- ②令和7年5月23日（金）15時～17時
LATOV1階
- ③令和7年5月26日（月）15時～17時
ヨークベニマル門田店

孤独・孤立対策推進周知ノベルティの配布や、相談ブースを設置します。

詳細は二次元コードから→



最近よく聞く孤独・孤立とは？

誰もが孤独・孤立になりえる社会です。

今、孤独感を抱えている方、孤立状態に陥っている方、まずは相談できる場所やつながりをつくるのが大切です。

また、今は孤独・孤立でなくとも、だれでも今後孤独・孤立になりえるため、今からゆるいつながりを作ることが大切です。

福島県孤独・孤立対策推進

官民連携プラットフォーム事務局

（福島県社会福祉課）

024-521-7323

shakaifukushi@pref.fukushima.lg.jp



ヒカリノ



180セット配布 相談者1名

令和7年度孤独・孤立対策強化月間キャンペーン報告

日時：令和7年5月23日（金）14時30分～17時00分

会場：LATOV（いわき市平字田町120）

参加者：県担当者2名、民生委員3名



200セット配布 相談者3名

令和7年度孤独・孤立対策強化月間キャンペーン報告

日時：令和7年5月26日（月）14時30分～17時00分

会場：ヨークベニマル門田店（会津若松市天神町22番11号）

参加者：県担当者3名、幹事会委員1名、民生委員1名



210セット配布 相談者0名

令和7年度孤独・孤立対策普及啓発活動報告

令和7年4月中旬	テレビ・ラジオスポットCMにて広報
令和7年4月23日(水)	LATOVに広報資材を配布、掲示
令和7年4月24日(木)	ヨークベニマル門田店に広報資材を配布、掲示
令和7年4月25日(金)	メガセナートライアル郡山八山田店に広報資材を配布、掲示
令和7年4月30日(水)	各市町村、保健福祉事務所、いわき地方振興局に広報資材を配布
令和7年5月1日(木)	「福島県の進路」5月号に記事を掲載
～令和7年度孤独・孤立対策強化月間キャンペーン実施～	
令和7年5月20日(火)	内閣府孤独・孤立対策推進室に広報資材を配布
令和7年8月5日(火)	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会内にて広報資材を配布
令和7年9月2日(火)	福島県ホームページ、デスクネッツインフォメーションにて県職員に広報
令和7年9月12日(金)	福島県公式LINEアカウント、Xアカウントにて広報
令和7年9月16日(火)	ふくしまポータルにて広報
令和7年9月19日(金)	福島県公式LINEアカウント、Xアカウント、ふくしまSDGs推進プラットフォームホームページにて広報
令和7年10月3日(金)	うすい百貨店に広報資材を配布、掲示
令和7年10月3日(金)	東邦銀行各支店に広報資材を配布、掲示
令和7年10月6日(月)	安達地方市町村長会議にて広報資材を配布、福島県雇用労政課LINEアカウント「感働！ふくしまプロジェクト」にて広報
令和7年10月7日(火)	伊達郡町村会定例会にて広報資材を配布
令和7年10月11日(土)	こころつながり相談事業にて広報資材を配布
令和7年10月16日(木)	令和7年度福島県災害派遣福祉チーム員養成研修にて広報資材を配布
令和7年10月23日(木)	第79回福島県社会福祉大会にて広報資材を配布、掲示
令和7年11月中	テレビ・ラジオスポットCMにて広報



・タイトル:「孤独・孤立対策強化月間」及び相談窓口のお知らせ

第1画面

ひとりで悩んでいませんか？

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

福島県孤独・孤立対策推進宣言
「孤独・孤立に悩む人を
誰一人取り残さないふくしま」



第2画面

孤独・孤立の状態になったとしても
相談できる窓口があります。

孤独・孤立対策強化月間にあわせて、
出張相談窓口を設置します。



郡山

いわき

会津



第3画面

詳しくは社会福祉課ホームページを ご覧ください



福島県 孤独

検索

福島県孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

福島県

令和7年度孤独・孤立対策市町村地域協議会の整備支援報告

日時：令和7年8月21日(木) 広野町役場、新地町役場
 令和7年9月1日(月) 泉崎村役場、矢吹町役場
 令和7年9月26日(金) 中島村役場、矢祭町役場
 令和7年9月29日(月) 三島町役場、柳津町役場
 令和7年10月10日(金) 田村市役所、天栄村役場、鏡石町役場
 令和7年10月29日(水) 浪江町役場

支援数：12市町村

既設置：11市町村

未設置：48市町村

※支援を行った市町村は、ほぼ既存の会議体を活用して整備していくこととなった。(例：地域ケア会議など)



- point!**
- 孤独・孤立対策地域協議会の趣旨**
 - 個々の当事者等に協定する、情報共有・具体の支援内容を協議する場
 - 顔の見える関係づくりのための官民連携プラットフォームとは異なる
 - 構成機関等の候補**
 - 孤独・孤立対策の関係者は福祉分野の支援者にとどまらない
 - ※まずは官民連携プラットフォームづくりに着手し、孤独・孤立対策の関係者の広さを認識、居場所等資源を把握してから、地域協議会の構成機関等を選定することも考えられる。
 - 既存の会議体を活用することも可能**
 - 個人情報の第三者共有**
 - 原則は当事者等本人の同意を得た上で個人情報他を構成機関等に共有
 - (行政機関等以外) 例外的に、同意なく第三者提供できる場合を確認
 - (行政機関等) 利用目的外の利用・提供の禁止の原則とその例外を確認
 - 必要最小限の共有範囲・内容に留める

作成所

〇〇〇協議会設置要綱(例)

(総則)

第〇条 孤独・孤立対策を推進するために必要な連絡及び協力を図るため、孤独・孤立対策推進法(令和五年法律第四十五号、以下「法」という。)第十五条第一項の規定に基づき、〇〇〇協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第〇条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

一 孤独・孤立対策を推進するために必要な連絡及び協力を図るために必要な情報の交換

二 孤独・孤立対策を推進するために必要な連絡及び協力を図るために必要な支援の内容に関する協議

三 その他協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第〇条 協議会は、別表に掲げる関係機関に属する者その他〇〇が必要と認める者(以下「構成機関等」という。)をもって構成する。

(会長・副会長選任等)

第〇条 法第七十七条第一項の規定に基づき、〇〇を孤独・孤立対策調整機関(以下「調整機関」という。)として指定する。

第〇条 協議会は次に掲げる事項を行う。

一 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

二 その他協議会の運営及び構成機関等が行う支援を円滑に推進するために必要な事項

(会長及び副会長)

第〇条 協議会に会長及び副会長を置く。

第〇条 会長及び副会長は、構成機関等の互選により定める。

第〇条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

第〇条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第〇条 協議会は、会長が構成機関等を選定して招集する。

第〇条 協議会の開催及び協議会の資料は非公開とする。

地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業の構成

赤枠：本事務連絡の対象事業		補助率
都道府県	市区町村	
〇 地方官民連携プラットフォーム構築事業	2分の1	4分の3
2 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業		
ア 基礎整備事業	2分の1	4分の3
1 基礎整備事業の取組方針の作成	2分の1	4分の3
2 関係機関や地域資源の調査	2分の1	4分の3
3 関係機関の活動等に係る情報共有や相互啓発活動	2分の1	4分の3
4 住民への情報提供や普及啓発活動	2分の1	4分の3
5 人材確保・育成のための研修	2分の1	4分の3
6 孤独・孤立対策地域協議会の設置	2分の1	4分の3
7 相談体制の整備や居場所の設置、交流機会の創出など当事者等への支援	2分の1	4分の3
8 の活動を行う団体への支援(いわゆる中間支援)	2分の1	4分の3
9 管内市区町村の協力支援	2分の1	4分の3
その他関係が必要と認められる取組	2分の1	4分の3
上乗せ活用事業	2分の1	4分の3
2 対象事業	2分の1	4分の3
対象経費		基準額(補助上限)
都道府県	市区町村	
事業実施に必要な報酬、給料、電賃手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑費、燃料費、委託費、備品費、改修費(軽微なものに限る)、補助金	1市区町村につき 4,000千円 (3,000千円)	1市区町村につき 4,000千円 (3,000千円)
※交付金の交付対象とならない経費の詳細は公募事業連絡調整P.2を参照。特に、本事業以外に、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費は交付対象とならないこと。留意ください。(ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで事業効果が期待される場合は、この限りではない。)	1都道府県につき 8,000千円 (4,000千円)	複数の市区町村(複数)で実施する場合 8,000千円 (6,000千円)

令和7年度孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 総会及び講演会報告

日時：令和7年11月14日(金) 郡山市役所2階特別会議室

講演会：講師 医師・一般社団法人プラスケア 代表理事 西 智弘氏

演題：「つながりへの処方箋」

総 会：(1)令和6年度活動報告について

(2)令和7年度上半期活動報告について

令和7年度福島県孤独・孤立対策官民連携 プラットフォーム総会及び講演会

・日時：令和7年11月14日(金)14:00～15:30

・会場定員：100名(どなたでも参加可能)

・場所：郡山市役所本庁舎2階特別会議室(郡山市朝日1丁目23-7)

・申込先

<https://Fukushima.ubinavi-plus.com/yb/page/ybSurvey.php?hidReportList=RPT0000769>



「孤独・孤立」対策は、つながり作り

講師：医師 一般社団法人
プラスケア代表理事 西 智弘氏

演題：「つながりへの処方箋」

社会的処方とは？

医薬品などによって人を健康にすることではなく、人と人のつながりを用いて「孤独・孤立」のような問題を解消し、人を元気にする仕組みです。

「孤独・孤立」対策に関する施策の重点計画に記載され活用が推進されているところです。

昨年度の講演会では、福祉側からみた「孤独・孤立」対策について学びましたが、今年度は、医療側からの「孤独・孤立」対策について学びます。医療福祉関係者に留まらないのが、「孤独・孤立」対策です。職種は問わないさまざまな方、一般県民の方の参加をお待ちしております。



主催：福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局（福島県社会福祉課内）
共催：郡山市

福島県孤独・孤立対策推進宣言
「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さないくしま」

福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

会員募集

孤独・孤立の課題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体・個人等では、それぞれ限界での対応は困難なことから、地域の関係者（行政機関と民間の団体）が、顔の見える関係、ネットワークを構築し、連携・協働を推進していきます。県が設置するプラットフォームにおいて団体・個人等の登録を促進することで、それぞれの団体・個人が連携や協働を行うなど連携を軸として活動します。

なお、登録・孤立にいたる原因は、高齢者・子育て・子育て・高齢者・社会的弱者・障害者・年代や職業によって対応が異なるため、幅広く登録を推進します。

福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとは？

①孤独・孤立対策を推進している関係機関と「つながる」ことができます。

②国、県からの情報や、プラットフォーム会員が主催するイベントを「知る」ことができます。

③会員が実施している様々な活動をほかの会員へ「知らせる」ことができます。

対象：孤独・孤立の課題に取り組む、役に支援している方々等。詳しくは、[福島県 孤独 検索](#)

お問い合わせ 福島県保健福祉部社会福祉課 ☎024-521-7323 申込みはこちら→

「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さないふくしま」

福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
福島県 孤独 で 検索



「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さないふくしま」

福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
福島県 孤独 で 検索

福島県 社会福祉課 ヒカリノ